

## ○消防施設に関する指導要綱

平成2年4月1日

告示第11号

### (目的)

**第1条** この要綱は、吉川松伏消防組合管内(以下「管内」という。)における建築物等の建築、建設に伴う消防施設に関する事項を定め、事業主及び地域住民等の生命財産の保護と安全確保を図るため、この要綱により消防施設の整備を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「開発」とは、主として建築物等を建築、建設する目的で今までの土地の区画形質を変更することをいう。
- (2) 「防火対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる(1)項から(16)項までをいう。
- (3) 「事業主」とは、**第3条**に掲げる建築物等を建築、建設する者をいう。
- (4) 「消防水利施設」とは、消火栓、防火水槽をいう。
- (5) 「消防用活動空地等」とは、はしご付消防ポンプ自動車が活動するために必要な空地及び進入路をいう。

### (適用範囲)

**第3条** この要綱は、次に掲げる建築物等を建築、建設又は開発する場合に適用する。

- (1) 開発面積1,000平方メートル以上の開発
- (2) 防火対象物で延べ面積1,000平方メートル以上の建築物
- (3) 防火対象物で地階を除く階数が5階以上、又は高さ15メートル以上の建築物。ただし、塔屋部分は除く。

### (事前協議)

**第4条** 前条各号に規定する事業を行う事業主は、あらかじめ吉川松伏消防組合管理者(以下「管理者」という。)と消防水利施設及び消防用活動空地等について協議しなければならない。

- 2 前項の規定により協議をしようとする事業主は、消防施設に関する協議書(**様式第1号**)に必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- 3 管理者は、事前協議書の審査結果を消防施設に関する協議書の審査結果について(通知)([様式第2号](#))により事業主に通知するものとする。
- 4 事前協議が整ったときは、事業主と管理者との間において、協定書により協定を締結するものとする。

#### (消防水利施設)

**第5条** 消火栓は、次に掲げる建築物等について設置するものとする。

- (1) 開発面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの、又は同一の事業主が1年以内に隣接して開発した場合で、開発面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの。
  - (2) 防火対象物で延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの、又は増改築等で既存部分と併せて延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの。
- 2 防火水槽は、次に掲げる建築物等について設置するものとする。
- (1) 開発面積2,000平方メートル以上のもの、又は同一の事業主が1年以内に隣接して開発した場合で、開発面積の合計が2,000平方メートル以上に達したもの。
  - (2) 防火対象物で延べ面積2,000平方メートル以上のもの、又は増改築等で既存部分と併せて延べ面積2,000平方メートル以上に達したもの。
- 3 2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発に伴う戸建住宅を建築する場合は、前項の規定にかかわらず消火栓とする。
- 4 消防水利施設の位置及び構造等については、消防水利施設等の設置基準に基づき設置するものとする。

#### (消防用活動空地等)

**第6条** 防火対象物で地階を除く階数が5階以上、又は高さ15メートル以上の建築物を建築する場合は、消防用活動空地等を設置しなければならない。

- 2 消防用活動空地等の位置及び構造等については、消防水利施設等の設置基準に基づき設置するものとする。

#### (適用除外)

**第7条** 管内公共事業の施行により移転する場合は、移転前の規模の1.5倍以下のものは全て免除する。



- 2 同一場所で同一事業を3年以上継続して営んでいる事業主は、既存宅地面積2,000平方メートル未満において延べ面積1,000平方メートル未満の建築物等を建築する場合には、消防水利施設を免除する。
- 3 開発地が公園、屋外運動場、その他の空地の場合は、消防水利施設を免除する。
- 4 特定地内の消防水利施設の免除については、次のとおりとする。
  - (1) 次の区域内については、消火栓を免除する。

新栄一丁目・二丁目、吉川第一土地区画整理事業地内、吉川特定土地区画整理事業地内、吉川駅南特定土地区画整理事業地内、吉川中央土地区画整理事業地内、吉川保土地区画整理事業地内、田中一丁目から三丁目、ゆめみ野一丁目から六丁目、ゆめみ野東一丁目から四丁目、松葉一丁目・二丁目及び東埼玉テクノポリス内

- (2) 次の区域内については、防火水槽を免除する。ただし、令第27条に該当する場合は、この限りでない。

東埼玉テクノポリス内

(整備)

**第8条** 消防水利施設及び消防用活動空地等の整備は、建築物等の完成時までに行うものとする。

(管理・移譲)

**第9条** 公道及び公道に準ずる道路に設置された消火栓は、検査完了後吉川市内にあっては吉川市に、松伏町内にあっては越谷松伏水道企業団に無償で移譲するものとする。

- 2 防火水槽及び消防用活動空地等の維持管理は、当該土地又は防火対象物の所有者が行うものとする。

(その他)

**第10条** この要綱の実施に関し必要な事項は管理者が別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の消防施設協力金(第6条)は、前年度における市町村消防施設等整備費補助金交付要綱の補助基準額の改定があった場合は、その都度見直しをする。

附 則(平成2年告示第20号)

- 1 この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

2 この要綱の消防施設整備協力金(第7条)は、前年度における市町村消防施設等整備費補助金交付要綱の補助基準額の改定があった場合は、その都度見直しをする。

附 則(平成5年告示第8号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第5号)

この告示は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年告示第11号)

この告示は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第1号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第13号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 吉川松伏消防組合  
管理者

事業主 住 所  
氏 名 ⑤  
電話番号  
代理人 住 所  
氏 名 ⑤  
電話番号

消防施設に関する協議書

消防施設に関する指導要綱に基づき、協議を受けたく関係書類を添えて申請いたします。

記

|            |   |          |                |      |                |
|------------|---|----------|----------------|------|----------------|
| 申請場所及び名称   |   |          |                |      |                |
| 用途地域       |   | 開発又は敷地面積 | m <sup>2</sup> |      |                |
| 用途又は製造所等の別 |   | 工事種別     | 新築・増築・改築       |      |                |
| 構造         |   | 建築面積     | m <sup>2</sup> | 延べ面積 | m <sup>2</sup> |
| 計画戸数       | 戸 | 計画階数     | 階              | 計画高さ | m              |
| 品名及び数量     |   | 倍数       | 指定数量の倍         |      |                |
| 備考         |   |          |                |      |                |

※ 申請部数は各2部とし、添付書類は、委任状、公図の写し、案内図、配置図、平面図、立面図その他とする。

様式第2号 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

吉川松伏消防組合  
管理者



消防施設に関する協議書の審査結果について (通知)

年 月 日付けで申請された消防施設に関する協議書については、  
下記要件が履行されることを条件に承認いたします。

なお、要件について異議のないときは、別途協定書にて締結いたします。

記

1.....

2.....

3.....

4.....

5.....

6.....